

令和 5 (2023) 年度包括外部監査結果に対する措置状況

特別会計及び基金に係る事務の執行並びに事業の管理について

章	節	項目	分類	監査結果（要旨）	措置状況	所属
第1章 基金	第1節 基金の運用	(1) 一括運用のあり方について	指摘事項	現状の基金の一括運用は、不合理であって機会損失が大きいことから、運用の見直しを行う必要がある。 会計管理課における基金の一括運用は、各基金所管課の希望を聞いて資金を運用するという受動的な方針を取っているため、ほとんどの資金が預金として保持され、資金運用上の機会損失が大きい現状にある。個別運用の場合と比べて、より多くの資金について金利上有利となる長期の運用が可能となる一括運用の利点を生かした運用を行うべきである。	基金のより効率的な運用を図るため、令和7年度からの運用方法を見直し、個々の基金ごとに運用している債券についても、複数の基金を集約の上、一つの基金として運用することとした。	会計管理課
第1章 基金	第3節 栃木県財政調整基金	(1) 基金残高の適正水準について	意見	過去の突発的な事象等による取崩実績や災害等へ対応するための必要見積額、標準財政規模の一定割合などを勘案して適正な財政調整基金の残高を設定することが望まれる。	予測できない災害等への必要見積額の算定は困難であるが、御意見を踏まえ、適正な残高の確保に努めていく。	財政課
第1章 基金	第3節 栃木県財政調整基金	(2) 資金の運用について	意見	会計管理課による一括運用導入後も依然として預金で運用されている。一括運用によって長期的な運用も可能となっており、より有利な資金運用を検討すべきである。	一括運用のあり方については会計管理課に対して指摘がなされているところであり、御意見を踏まえ、その対応状況に合わせて今後検討していく。	財政課
第1章 基金	第4節 栃木県社会福祉施設整備基金	(1) 基金のあり方の検討について	指摘事項	令和4年度末残高は1円であり、活用されないまま基金が存続し続けている。存続によるコストがないことを考えると、このまま存続させたほうがよいことは理解できるが、存続する明確な理由が必要であると考えられる。 現状活用の実態がないのならば、今後の基金の活用または廃止について検討をすべきである。また検討に関する資料を基金の存続期間中は保存しておくべきと考えられる。	活用実態のない状態が継続しており、御指摘を踏まえ、令和7年3月31日付けで廃止する条例を提出し、議決された。また、検討に関する資料については保存に努めていく。	財政課
第1章 基金	第7節 栃木県地域振興基金	(1) 基金の活用について	指摘事項	令和2年度以降あまり活用されておらず、基金残高約23億円からすると事業のために取り崩される金額は少ない。 当該基金は地域の振興に資する事業の財源に充てる目的であることから、幅広い事業に活用できる可能性もあり、明確な活用方針を策定し、今後さらに幅広い事業に活用していくか、それとも長期運用による有利な運用をしていくか検討すべきである。	御指摘を踏まえ、今後の財政状況を勘案し、対象事業の拡大や長期の運用など、幅広く活用・運用方針を検討していく。	財政課

章	節	項目	分類	監査結果（要旨）	措置状況	所属
第1章 基金	第8節 栃木県土地開発基金（経営管理部管財課）	(1) 基金で取得した土地の利活用の検討について	指摘事項	宇都宮市本町13番外2筆については平成20年度より本町合同ビルの附置義務駐車場として企業局に無償で貸し付けられ、企業局は有償で社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に転貸し、同法人は時間貸し駐車場としている。当初の取得目的であった県庁舎周辺整備事業とは異なる用途に供されており、利活用の検討については平成29年度の包括外部監査においても求められていた。本来の取得目的に沿った利活用の方針を定め、目的外の利活用の状況を早期に是正すべきである。	当該土地は、令和5年度実施のサウンディング調査の対象地（栃木会館跡地及び中央郵便局跡地）とはなっていないが、対象地と近接していることから、今後、利活用について検討していく。	管財課
第1章 基金	第9節 輝くとちぎの人づくり推進基金	(1) 事業選定・評価委員会の評価について	指摘事項	当該基金の事業募集要項において、「実績報告書をもとに評価を実施する。」と記載があるが、各部署から提出された事業実績報告書に「事業選定・評価委員会の評価」の欄が設けられているにもかかわらず、空欄であり委員会の実績評価が記載されていない。基金の趣旨に合致した事業が実施されたことを確認し、PDCAサイクルを適切に実施できるよう、実績報告書等に評価結果を記載すべきである。	御指摘を踏まえ、事業選定・評価委員会の評価欄に評価結果を記載するように改善した。	県民協働推進課
第1章 基金	第10節 栃木県美術作品等取得基金	(1) 基金で保有する美術作品の買戻しについて	意見	栃木県立美術館の美術作品収集方針に合致した重要な作品を購入する際に資金不足により購入を阻害する可能性がある。基金の趣旨を最大限満たせるよう可能な限り早急に買戻しすることが望まれる。	御意見を踏まえ、県の財政状況を鑑みながら、現在基金財産として保有している3点の作品について、今後買戻しを検討していく。	文化振興課
第1章 基金	第10節 栃木県美術作品等取得基金	(2) 取得金額基準について	意見	基金で取得する美術作品等の金額基準（現行2千万円以上）を見直すことが望まれる。	栃木県美術作品等取得要綱第4条において、「緊急に取得しなければならない場合等、特別な事情が生じた場合においては、この限りでない。」とあることから、現行の基準で柔軟に対応していく。	文化振興課
第1章 基金	第11節 栃木県文化振興基金	(1) 予算残額の活用について	意見	栃木県文化振興基金助成事業における交付対象事業の審査において予算残額があるのであれば、申請者の希望額以下であったとしても助成事業の趣旨に合致するものは採択し、助成金を交付することが望まれる。	御意見を踏まえ、申請者の希望額以下の場合であっても採択をし、できる限り助成事業予算額の残額が生じないよう努めていく。	文化振興課
第1章 基金	第11節 栃木県文化振興基金	(2) 国体・障スポ版文化プログラム事業の精算条項付契約における実績金額確認時の確認方法について	意見	精算条項付業務委託契約における実績額の確認にあたっては、決算書等による確認に加え、根拠資料である領収書等のコピーを求め、確認の証跡を残すことが望ましい。	御意見を踏まえ、今後の精算条項付業務委託契約における実績額の確認にあたっては、必要に応じて根拠資料の写し等の提出を求めていく。	文化振興課

章	節	項目	分類	監査結果（要旨）	措置状況	所属
第1章 基金	第12節 栃木県日 光杉並木 街道保護 基金	(1) 杉並木オ ナー数の拡大に ついて	意見	日光杉並木オーナー制度は、杉並木保護に賛同された方に並木杉1本につき1千万円で購入していただき、オーナーになっていただく制度であり、貴重な杉並木を保護するためにより多くの方にオーナーになって頂くことが必要である。 現状分析を行い、具体的な施策を実施することによりオーナーを増やすことが望まれる。	御意見を踏まえ、近年の新規契約及び解約の理由等について整理・分析を行った上で、様々な媒体を活用し、日光杉並木の魅力や杉並木の現況、オーナー制度等について、広く発信していく。	文化振興課
第1章 基金	第12節 栃木県日 光杉並木 街道保護 基金	(2) 並木杉売 買契 約書について	意見	並木杉売買契約書に、反社会的勢力の排除条項の記載が無い。売買契約において反社会的勢力の排除条項は絶対的記載事項ではないが、コンプライアンスの観点から記載することが望ましい。	御意見を踏まえ、令和6年度から、並木杉売買契約書に反社会的勢力の排除条項を記載することとした。	文化振興課
第1章 基金	第14節 栃木県地 域福祉基 金	(1) 予算制約のあ り方について	指摘事項	本基金は、低金利の現在においても運用利息部分のみを事業に投じており、予算額が相当に小規模となっている。 地域福祉基盤強化のために確実に投下していくべき財源である基金の性格を考えると、適正な事業予算規模に基づいて事業を実施すべく、基金運用の見直しを行うべきである。	御指摘を踏まえ、人口減少や少子高齢化等の喫緊の課題に対応するために必要な事業が適切に実施できるよう、原資の取り崩しを含めた効果的な基金の活用に向けた見直しを行った。	保健福祉課
第1章 基金	第15節 とちぎ安 心医療基 金	(1) 基金の積極的 な活用について	指摘事項	本基金は救急医療体制の充実を目的に造成された基金である。国の補助金交付が低調であることに歩調を合わせた結果、基金の取崩額が減少傾向となっている。県の医療計画では引き続き救急医療を担う医療機関の確保が重要とされており、より基金の目的に沿った形で事業を実施すべく、基金の積極的な活用について運用の見直しを行うべきである	設備整備事業（ハード部門）だけでなく、救急医療機関向けの研修事業（ソフト部門）にも基金を活用すよう、令和6年度予算から運用の見直しを行った。	医療政策課
第1章 基金	第16節 栃木県地 域医療介 護総合確 保基金	(1) 長期的視野を 持った管理体制に ついて	意見	本基金について、設置以来の目標達成状況等の軌跡を全体性を持ってモニタリングできるような仕組みが整備されていない。 基金担当者が中長期的視野から各事業の位置付けを確認しつつ、各年度の計画を立案し事業遂行できるような業務環境を整えることが重要である。	過去の予算推移や事業成果について一貫性をもって把握できる資料を整備していく。	医療政策課

章	節	項目	分類	監査結果（要旨）	措置状況	所属
第1章 基金	第25節 栃木県地 域環境保 全基金	(1)脱炭素社会 づくり促進事業費補 助金の導入効果報 告書の提出不備に ついて	指摘事項	補助金交付要領に基づき導入効果報告書の提出を求めているものの、未提出業者が複数存在することが令和3年度の県監査委員事務局監査で判明し、県は督促を行ったが、一部事業者に関しては現時点においても提出がない状況であった。 補助金事業においては補助事業実施後の状況管理も重要であり、電話やメールによる督促に加え、書面による督促を行うなど、網羅的に提出が行われるための措置を講じる必要がある。	御指摘を踏まえ、再度督促を行った結果、令和4年度までに補助金を交付したすべての事業者から導入効果報告書が提出された。 令和5年度以降に補助金を交付した事業者についても、遅延が生じないよう対応するとともに、遅延が生じた場合には状況に応じ、電話やメールに加え、書面による督促を行うなど、導入効果報告書の提出がなされるよう適切な対応を図っていく。 令和6年度においては、提出期限超過者に書面督促を実施した。 なお、令和6年度に補助金交付要領の改正を行い、当該年度からは導入効果報告書の提出を求めている。	気候変動対策課
第1章 基金	第32節 とちぎ未 来人材応 援基金	(1)助成金支給認 定における面接及 び書類審査につい て	意見	「とちぎ未来人材応援事業実施要領」の選考基準には明確な最低基準がない。選考結果を集計し、どのような人材が栃木県に定着しやすいかなど一定の傾向を把握するとともに、今後の応募者の増加を見据え、選考基準を見直すべきである。	御意見を踏まえ、令和6年度から選考結果を分析するとともに、新たに面接に関する最低基準を設けた。 今後も、県内への定着が見込まれる人材を選考できるよう、必要に応じて選考項目や選考基準を見直していく。	労働政策課
第1章 基金	第38節 栃木県用 地造成事 業基金	(1)基金の造成に ついて	意見	用地造成事業基金の造成当時、企業債の対象とならなかった小規模の用地造成の事業費として活用していたが、平成10年度以降活用実績がなく、現在は企業債対象の拡充により起債等による事業費確保が可能となっており、基金の設置目的を果たしたと認められることから、用地造成事業基金は廃止し、用地造成事業会計に繰り戻すことが望ましい。	令和6年度2月議会において用地造成事業基金条例の廃止について可決されたため、令和7年3月31日付けで基金を廃止し、用地造成事業会計に繰り戻す予定である。	地域整備課
第2章 特別会計	第2節 栃木県用 地先行取 得事業特 別会計	(1)特別会計のあ り方について	指摘事項	用地先行取得事業特別会計は、県で茨城県銚田市にあるとちぎ海浜自然の家を取得するに当たり、国からの交付税措置（ふるさとづくり特別対策事業）を受けるために設置された特別会計である。 とちぎ海浜自然の家を取得した平成2年度以降は歳入・歳出の実績はないが、担当者による説明では、今後同様の取得事業により用地先行取得事業特別会計を活用する可能性があることを存続理由としている。しかし、事業実績は30年以上前の1件のみで存続意義に乏しいため、廃止を検討すべきである。	用地先行取得事業特別会計は、利用しておらず、今後の利用見込みがないため、廃止していく。 活用実態のない状態が継続しており、御指摘を踏まえ、令和7年3月31日付けで本会計を廃止する条例案を令和6年度2月議会に提出した。	管財課

章	節	項目	分類	監査結果（要旨）	措置状況	所属
第2章 特別会計	第4節 栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計	(1) 滞納している保険料掛金の不納欠損処理について	意見	<p>加入者は、掛金を県に納付する。他方、県は独立行政法人福祉医療機構に保険料を納付する。したがって、加入者からの掛金納付が遅延した場合、県は遅延した掛金分を立替して独立行政法人福祉医療機構に保険料を納付しなければならない。</p> <p>平成15年度以前に加入者が滞納した掛金は、発生から既に20年以上が経過して回収することは事実上困難な状況となっており、不納欠損処理を進めてゆくべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、債務の相続人調査を実施した。</p> <p>また、1名の債務者から時効の援用があり、不納欠損処理を行った。今後も、回収することが事実上困難な債権について、不納欠損処理に向けた取組を進める。</p>	障害福祉課
第2章 特別会計	第5節 栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	(1) 長期滞納債権の処理について	意見	<p>長期にわたって滞納している貸付金は、消滅時効が成立している債権や、元金は完済しているが違約金の返済が困難となっている債権も少なくないことから、借受者等の実態に即した債権の回収可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、借受者等の実態について確認するとともに、権利の放棄による不納欠損処理に向けて、債権放棄の基準を策定し、権利の放棄の実施を検討していく。</p>	こども政策課
第2章 特別会計	第9節 栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計	(1) 延滞している貸付金に対する手続について	意見	<p>協同組合A（以下「組合」）への貸付金について、県は定期的なヒアリングや財務諸表の徴求により組合の業況や債務者の詳細を把握し、毎月一定額を回収しているが、今後は、回収が困難になる可能性も考慮し、貸付金財源の一部を県に貸し付けている（独）中小企業整備基盤機構（以下「中小機構」）と調整を図りながら、組合が償還を継続できるよう助言・提案等を行うなど、さらなる対応をしていく必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、中小機構が実施する調査・アドバイザリー業務を活用し、専門的知識を有する債権回収会社による組合及び連帯保証人の現況調査、貸付対象施設（担保物件）の不動産担保価格の簡易評価を実施中である。これにより、今後の回収可能性等を客観的に検証し、組合が償還を続けられるよう、中小機構と調整を図りながら債権管理方法を検討していく。</p>	経営支援課
第2章 特別会計	第10節 栃木県就農支援資金貸付事業特別会計	(1) 国からの借入金の繰上償還について	意見	<p>当特別会計では、就農支援資金及び農業改良資金の貸付金や貸付金の原資となった国からの借入金を管理している。</p> <p>就農支援資金については、貸付金の回収が令和8年度に終了する一方で、国からの借入金は国との約定に基づき令和15年度まで償還が続くこととなっている。</p> <p>将来の特別会計に係る事務の軽減を図るため、就農支援資金の国からの借入金を繰上償還することについて検討する必要がある。</p>	<p>就農支援資金の借受者からの償還が終了する令和8年度に繰上償還を行う方向で、国等との調整を進めていく。</p>	経済流通課

章	節	項目	分類	監査結果（要旨）	措置状況	所属
第2章 特別会計	第11節 栃木県都市開発用地取得事業特別会計	(1) 特別会計のあり方について	意見	<p>本会計は、都市施設用地の先行取得資金や市街地再開発事業等資金等を国から低利又は無利子で借り受けられるように設置された特別会計である。平成13年度以降は歳入・歳出の実績がなく存続意義が薄れているが、国の貸付制度は存続しており、今後、活用の可能性があることを存続の理由としている。</p> <p>県は国制度の動向及び利用見通し等を検討した上で利用が見込めない場合には、特別会計の廃止を検討する必要がある。</p>	<p>国制度の動向については、現時点では都市開発用地取得事業特別会計に関連する国制度の改正等の動きは見られない。</p> <p>当課の利用状況としては、現在は栃木県土地開発基金を活用した用地取得を実施しており、今後も本会計を使用することはない見通しである。</p> <p>一方、市街地再開発事業等資金については、市街地再開発組合等が貸付対象となっており、今後、県に対し活用の申入れが行われる可能性がある。</p> <p>活用の申入れがあった場合は速やかな対応が求められることから、本会計の廃止は行わず存続させることとした。</p>	都市整備課